

認知症施策推進計画の構成案について

(R8.3月県認知症対策推進会議 資料抜粋)



共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要

1.目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ **認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進**

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

2.基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、**基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。**
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する**正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解**を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で**障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。**
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、**良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。**
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が**地域において安心して日常生活を営むことができる。**
- ⑥ **共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備**その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の**各関連分野における総合的な取組**として行われる。

3.国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有する。

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する**正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解**を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な**法制上又は財政上の措置**その他の措置を講ずる。

※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

4.認知症施策推進基本計画等

政府は、認知症施策推進基本計画を策定（認知症の人及び家族等により構成される**関係者会議**の意見を聴く。）

都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定（**認知症の人及び家族等の意見を聴く。**）（努力義務）

5. 基本的施策

①【認知症の人に関する国民の理解の増進等】

国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策

②【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】

- ・ 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策
- ・ 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策

③【認知症の人の社会参加の機会の確保等】

- ・ 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策
- ・ 若年性認知症の人（65歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策

④【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】

認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策

⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】

- ・ 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
- ・ 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
- ・ 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策

⑥【相談体制の整備等】

- ・ 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備
- ・ 認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策

⑦【研究等の推進等】

- ・ 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及 等
- ・ 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用 等

⑧【認知症の予防等】

- ・ 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策
- ・ 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策

※ その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

6. 認知症施策推進本部

内閣に内閣総理大臣を本部長とする**認知症施策推進本部**を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※基本計画の策定に当たっては、本部に、**認知症の人及び家族等**により構成される**関係者会議**を設置し、意見を聴く。

東京都認知症施策推進計画

(令和7年度～令和11年度)

基本的施策

目指すべき姿

1	認知症のある人に関する都民の理解の増進等	都民一人ひとりが認知症に関する知識及び認知症のある人に関する理解を深め、自分ごととして捉えることで、認知症になってからも、尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる。
2	認知症のある人の生活におけるバリアフリー化の推進	都民一人ひとりが認知症になってからも、必要な支援を受けながら自立し、安心して他の人々と共に暮らすことができる。
3	認知症のある人の社会参加の機会の確保等	都民一人ひとりが、認知症になってからも生きがいや希望を持ち、個性と能力を十分に発揮できる。
4	認知症のある人の意思決定の支援及び権利利益の保護	都民一人ひとりが、認知症になってからも自分の能力を最大限に活かして、自らの意思に基づいた生活を送れるよう適切な支援を受けることができ、権利が守られる。
5	相談体制の整備等	都民一人ひとりが、自身や家族等が認知症になってからも必要な時に適切な相談支援を受けることができ、孤立することがない。
6	認知症の早期の気づき、早期診断・早期支援	東京都独自 都民一人ひとりが、認知症や認知機能の障害に早く気づき、早期に診断や支援を受けることができ、認知症になってからもその人の希望に応じて、科学的知見に基づく予防に取り組むことができる。
7	保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等	都民一人ひとりが、認知症になってからも自身の考えや気持ちを十分に尊重されて、適切な治療や介護などのサービスを切れ目なく受けることができる。
8	研究等の推進等	認知症のある人と家族等が希望する研究等に参加でき、認知症に関する研究が進み、都民一人ひとりが広く研究成果の恩恵を受けられる。

栃木県認知症施策推進計画の構成案について

(R8. 3 月県認知症対策推進会議にて検討)

基本的施策	基本的施策（項目）	具体的な施策の例
(1) 認知症の人に関する県民の理解の増進等	○ 市町の実施する普及啓発活動や学校教育による認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める学びの機会の提供 ○ 様々な機会を通じて、本人の思いや声を届ける取組の拡大	・地域、職域、学校教育等での認知症サポーター、キャラバン・メイトの養成 ・認知症の本人の参画を得ながら行う普及啓発・交流活動の実施 ・認知症への正しい知識と理解を深めるキャンペーン等の実施 ・「新しい認知症観」に関する講演会等の実施による普及啓発 ・ホームページを活用した認知症の人に関する理解や共生社会の実現に向けた広報

基本的施策	基本的施策（項目）	具体的な施策の例
（２） 認知症の人の生活 におけるバリアフリー化 の推進	○ 認知症の人が自立して、かつ、安心して暮らすための、地域における生活支援体制の整備等 ○ 移動のための交通手段の確保 ○ 交通の安全の確保、啓発 ○ 事業者が認知症の人に適切に対応するために必要な指針の普及	・地域の店舗等における認知症の人への対応力の向上 ・県警察本部と連携した見守り体制の整備 ・高齢者の移動手段の確保の推進 ・企業向け、認知症に関する理解促進の機会の提供、認知症の人にやさしい企業の紹介制度
（３） 認知症の人の社会 参加の機会の確保等	○ 認知症の人自らの経験等の共有機会の確保 ○ 認知症の人の社会参加の機会の確保 ○ 若年性認知症の人等の就労に関する事業主に対する啓発・普及	・市町認知症支援サポート事業における、本人の声の発信及び共有 ・認知症カフェ等、認知症の方を支援する場の情報発信強化 ・企業に対する若年性認知症の人への支援策等の普及啓発 ・若年性認知症の人の就労・居場所づくりの推進

基本的施策	基本的施策（項目）	具体的な施策の例
（４） 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護	○ 認知症の人に対するわかりやすい形での意思決定支援等に関する情報提供の促進 ○ 消費生活における被害を防止するための啓発 ○ 権利擁護、虐待防止の推進	・認知症の人の意思決定支援に関する指針の普及 ・消費生活における被害を防止するための啓発 ・人生会議（ACP）の促進に向けたマニュアルの普及
（５） 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備	○ 専門的又は良質かつ適切な医療提供体制の整備 ○ 保健医療福祉の有機的な連携の確保 ○ 人材の確保、養成、資質向上	・BPSDの予防の観点も含め、認知症疾患医療センターや「もの忘れ外来」等の周知による早期相談、受診の促進

基本的施策	基本的施策（項目）	具体的な施策の例
（６） 相談体制の整備等	○ 個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするための体制の整備 ○ 認知症の人又は家族等が互いに支え合うための相談・交流の活動に対する支援、関係機関の紹介、その他の必要な情報の提供	・認知症の人と家族を支える広報事業による相談体制等の発信強化 ・BPSDを予防するための適切な対応も含め家族が必要とする情報の的確な提供
（７） 認知症の予防等	○ 予防に関する啓発・知識の普及・地域活動の推進・情報収集 ○ 地域包括支援センター、医療機関、民間団体等の連携協力体制の整備、認知症及び軽度認知障害に関する情報提供	・住民主体の運営によるサロンや体操教室の開催など地域の実情に応じた取組の推進 ・介護予防教室等での認知症予防の取組の推進 ・生活習慣病予防対策などにより認知症発症予防を行う市町村の活動の支